


所管部課	学校教育部 教育指導課	部長	田村 美砂			
件名	平成31年度オリンピック・パラリンピック教育推進事業補助金			区分	1 審議事項 ○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則				
	部課機関	東京都教育委員会				
<p>1. 要 旨</p> <p>①平成31年度東大和市オリンピック・パラリンピック教育推進事業補助金交付要綱</p> <p>②平成31年度東大和市プログラミング教育推進校事業補助金交付要綱</p> <p>③平成31年度東大和市人権尊重教育推進校事業補助金交付要綱</p> <p>④平成31年度東大和市学力格差解消推進校事業補助金交付要綱</p> <p>(1) 目的</p> <p>①東京オリンピック・パラリンピック教育実施方針に基づき、東大和市立小・中学校が当該事業の指定を受けており、それに伴う経費の交付について定めるものである。</p> <p>②東京都の平成30・31年度プログラミング教育推進校事業実施要綱に基づき、東大和市立第二小学校が当該事業の指定を受けており、それに伴う経費の交付について定めるものである。</p> <p>③東京都の人権施策推進指針及び教育目標、基本指針に基づき東大和市立第四中学校が指定を受けており、それに伴う経費の交付について定めるものである。</p> <p>④東京都の学力格差解消推進校設置要項に基づき、東大和市立第五小学校、第三中学校が指定を受けており、それに伴う経費の交付について定めるものである。</p> <p>(2) 補助内容</p> <p>①補助額は、指定校1校あたり15万円を限度とする。なお、オリンピック・パラリンピック教育アワード校等についても指定を受けた場合は補助額が加算される。</p> <p>②補助額は、指定校1校あたり30万円を限度とする。</p> <p>③補助額は、指定校1校あたり357千円を限度とする。</p> <p>④補助額は、指定校1校あたり50万円を限度とする。</p> <p>(3) 施行日 令和元年6月10日</p> <p>(4) 影響及び効果 補助金等の交付について、公正な運用に資することができる。</p> <p>(5) 予算措置及び財源 財源 ①都支出金（オリンピック・パラリンピック教育推進事業補助金）補助割合 10/10 ②都支出金（プログラミング教育推進校事業補助金）補助割合 10/10 ③都支出金（人権尊重教育推進校事業委託金）補助割合 10/10 ④都支出金（学力格差解消推進校事業補助金）補助割合 10/10</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議付議後、制定手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。